

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案の概要

1. 趣旨

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 23 号）による改正後の土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）及び土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成 22 年環境省令第 1 号）による改正後の土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」という。）については、平成 22 年 4 月 1 日から施行され、法の施行通知により自然的原因により有害物質が含まれて汚染された土壤についても法の対象とされたところである。

今般、法の施行状況を鑑み、土壤汚染による人の健康被害の防止という法目的を確保しつつ、自然的原因により有害物質が含まれて汚染された土壤への対応を中心とした法の運用上の課題への対応及び円滑施行の観点から、形質変更時要届出区域のうち専ら自然的条件からみて土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない土地を「自然由来特例区域」として所要の負担の軽減を図るなどの規定の整備を行うもの。

2. 改正の概要

(1) 形質変更時要届出区域のうち自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域の設定及び台帳への記載 【規則第 58 条第 4 項】

形質変更時要届出区域を、その区域の特性に応じ、「自然由来特例区域」、「埋立地特例区域」、「埋立地管理区域」、とし、その旨を都道府県知事（土壤汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号）第 8 条に規定する市にあっては、市長。（6）において同じ。）が台帳に記載する【別添 図 - 1 参照】

区域の通称	定義
自然由来特例区域	形質変更時要届出区域であって土壤の第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）による汚染状態が専ら自然的条件からみて土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない土地
埋立地特例区域	形質変更時要届出区域であって昭和 52 年以降に公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）による埋立て又は干拓の事業により造成された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）であり、かつ、専ら埋立て用材料により当該区域内の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない土地
埋立地管理区域	1. 形質変更時要届出区域であって公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号

	<p>に規定する工業専用地域内にある土地</p> <p>2. 形質変更時要届出区域であって公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたって地下水が飲用に供されない可能性が高いと認められる土地</p>
--	--

(2) 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の施行方法の基準のうち帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準の緩和 【規則第53条第2号】

形質変更時要届出区域のうち、次に掲げる土地について規則第53条第2号に定める施行方法の基準をそれぞれ以下のとおりとする。

① 自然由来特例区域及び埋立地特例区域

土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌が当該区域内の帯水層に接しても差し支えないこととする。

② 埋立地管理区域

土地の形質の変更に当たり、新たに定める告示【「埋立地管理区域において土地の形質の変更を行う場合の施行方法の基準の案（環境省告示案）の概要」を参照】の施行方法の基準に従えば、基準不適合土壌が当該区域内の帯水層に接しても差し支えないこととする。

(3) 自然的条件からみて土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが認められる土地における調査方法の特例について 【新規追加】

調査実施者は、地歴調査によって把握した情報により、試料採取等対象物質が第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）であり、かつ、当該調査対象地が自然的条件からみて当該試料採取対象物質によって汚染されているおそれがあると認められるときは、以下の方法により、試料採取等を行うことができることとする。

① 調査対象地における原則として最も離れた2つの30 m格子の中心の単位区画について試料採取等の対象とする。（ただし、調査対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して900 m間隔で引いた線より分割された調査対象地のそれぞれの部分（以下「900 m格子」という。）内にそれぞれの単位区画が含まれない場合にあつては、調査対象地内の900 m格子ごとに、当該900 m格子内の最も離れた2つの30 m格子の中心を含むそれぞれの単位区画について試料採取の対象とする。）

② ①により試料採取等の対象となったそれぞれの単位区画の中心において、表層の土壌及び深さ5 cmから50 cmまでの土壌を同じ重量混合したもの、深さ1 mから10 mまでの1 mごとの土壌並びに帯水層の底面の土壌（地表から深さ10

m以内に帯水層の底面がある場合に限る。)を採取したものに含まれる試料採取等対象物質の量の測定を行う(ただし、基準不適合土壌が存在するおそれがある概ね均一な粒子からなる層の土壌(地表から深さ10 m以内に当該層がある場合に限る。)が認められる場合は、当該土壌を採取したものに含まれる試料採取等対象物質の量の測定を行う)。

- ③ ②により測定した結果が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準のいずれかに適合しないときは、調査対象地の区域を当該試料採取等対象物質について土壌溶出量基準に適合せず、かつ、土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。(ただし、②により測定した結果がそれぞれの地点の試料採取等対象物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する場合は、調査対象地の区域を試料採取等対象物質について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものとみなす。また、②により測定した結果がいずれかの地点の土壌の試料採取等対象物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する場合は、当該いずれかの地点に係る単位区画を含む当該30 m格子内にあるすべての単位区画を試料採取等対象物質について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものとみなす。)

(4) 土壌汚染状況調査の過程を省略した場合における自然由来特例区域又は埋立地特例区域の汚染状態の評価の特例について 【規則第14条及び第15条】

土壌汚染状況調査において、試料採取等を行う区画の選定又は試料採取等を省略した調査対象地の区域は第二溶出量基準に適合せず、かつ、当該試料採取等対象物質に第二種特定有害物質が含まれる場合における当該第二種特定有害物質について土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなされているところ、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが認められる土地において、試料採取等を行う区画の選定又は試料採取等を省略し、自然由来特例区域又は埋立地特例区域に指定された土地については、試料採取等対象物質について、土壌溶出量基準に適合せず、かつ、当該試料採取等対象物質に第二種特定有害物質が含まれる場合における当該第二種特定有害物質について土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(5) 認定調査の負担軽減策及び掘削後調査の方法の制定 【規則第59条】

① 認定調査の負担軽減

認定調査において土壌の掘削の対象となる土地(以下「掘削対象地」という。)の土壌の特定有害物質による汚染のおそれの把握を行い、試料採取等の対象となる土壌について以下に示すとおり汚染のおそれに応じた試料採取密度を設定する。また、盛土された土地などにおいて土壌汚染状況調査における試料採取等を省略した区画

についても、当該汚染のおそれの把握を行うことで認定調査を行うことを可能とする【別添図 - 2 参照】。当該汚染のおそれの把握の結果、掘削対象地において第三種特定有害物質（PCBは除く。）による基準不適合土壌が存在するおそれがないと認められる場合には、第三種特定有害物質（PCBは除く。）の試料採取等を行わずによいこととする。

区分	試料採取頻度	対象となる土壌
汚染のおそれなし	試料採取の必要なし	浄化等済土壌又は認定調査で基準適合とされた土壌により埋め戻された土壌であって、埋め戻し後も新たな汚染が生じていないといえる土壌
汚染のおそれ少ない	900 m ² ごとの調査又は900 m ³ ごとの調査	搬入時に5,000 m ³ 以下ごと（汚染のおそれのない場合）又は900 m ³ 以下ごと（前段に該当しない場合）の調査を行っている埋め戻し土壌又は区域指定に係らない物質の土壌であって、埋め戻し後も新たな汚染が生じていないといえる土壌
その他（汚染のおそれ多い）	100 m ² ごとの調査又は100 m ³ ごとの調査	その他の土壌（区域指定に係る物質の土壌又は区域指定後に汚染原因行為が認められる範囲にある土壌であって、埋め戻し後も新たな汚染が生じていないといえない土壌）

② 掘削後調査の方法の制定

- イ 地歴調査を実施し、土壌汚染のおそれの区分に分類すること。
- ロ 土壌汚染状況調査における単位区画ごとに土壌の掘削の対象となる部分の深さまでの1 mごとの土壌を掘削すること。
- ハ ロにより掘削した土壌を100 m³以下ごとに区分して置くこと。
- ニ ロにより区分された掘削土壌の単位（以下「ロット」という。）を次に掲げるところにより試料採取等の対象とすること。
 - 1) 汚染のおそれの多い土地を含むロット
 - 2) 汚染のおそれの少ない土地を含むロット（以下「一部対象ロット」という。）
 の場合は特定有害物質の区分に応じ以下のとおりとする。
 - (イ) 第一種特定有害物質の量の測定については、9つのロットのうちいずれか1つの一部対象ロット

- (ロ) 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の量の測定については、9つのロットのうち一部対象ロットの数が6以上である場合はいずれか5つの一部対象ロット、5以下である場合はすべての一部対象ロット
- ホ ニの規定により試料採取等の対象とされたロットにおいて5点の土壌を掘削後直ちに採取すること。
- ヘ 第一種特定有害物質については採取された5点の土壌のうち任意の1点の土壌について土壌溶出量調査を行う。
- ト 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質については採取された5点の土壌をそれぞれ同じ重量混合すること。
- チ ニ2) (ロ)の規定により9つのロットのうち一部対象ロットの数が2以上である場合にあっては、当該2以上のトの規定により混合された土壌をそれぞれ同じ重量混合すること。
- リ ト又はチの規定により混合された土壌について土壌溶出量調査及び土壌含有量調査を行うこと。
- ヌ 上記の規定に関わらず、最初から100 m³毎の認定調査を行うことも可能とすること。

(6) 土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地における都道府県知事の命令に基づく土壌汚染状況調査に係る特例の調査方法の改善 【規則第10条第1項】

法第5条第1項に規定する命令（令第3条第1号イ又はロに該当する場合においてなされたものに限る。）に基づき土壌汚染状況調査を行う場合の調査の特例において、現行では汚染のおそれが生じた場所の位置が10 m以深にあるときは土壌の試料採取等が求められていないところ、調査対象地において地下水汚染が確認されれば、汚染のおそれが生じた場所の位置が10 m以深にある場合又は汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合であっても、当該地下水汚染が確認されている地点において、汚染のおそれが生じた場所の位置（汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては表層）から当該地下水汚染が確認された帯水層の底面までの1 mごとの土壌の試料採取等を行うことを規定することとする。

(7) 搬出届出書の記載事項の追加 【規則第61条及び第62条】

- ① 第二溶出量基準に適合しない要措置区域等において、搬出しようとする土壌が第二溶出量基準に適合することが判明した場合における当該要措置区域内の土壌の汚染状態の搬出届出書への記載

第二溶出量基準に適合しない旨、台帳に記載された要措置区域等内の土壌を区域外へ搬出する場合において、当該土壌の汚染状態がボーリング調査等によって第二溶出量基準に適合することを確認した場合は、規則第61条第1項に基づく「汚染土

壤の区域外搬出届出書」の記載事項である「汚染土壌の特定有害物質による汚染状態」に土壌溶出量基準不適合と記載し、当該ボーリング調査等の結果を記載した計量証明書を搬出届出書に添付することにより、当該土壌を第二溶出量基準に適合し、かつ、土壌溶出量基準に適合しない汚染土壌として扱えるようにする。

② 自動車等の所有者の氏名又は名称及び連絡先

搬出届出書の記載事項の一つである汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の所有者の氏名又は名称及び連絡先について、所有者に代えて、使用者の氏名又は名称及び連絡先を記載することとする。

(8) その他

その他必要な技術的修正を行う。